

松戸市地域公共交通活性化協議会条例第7条第2項関係 運賃協議

日 時 令和6年9月10日(火)13時15分から

場 所 松戸市役所 新館7階 大会議室

出席委員 内山会長、小倉委員、川嶋委員、高橋委員、恩田委員

欠席委員 なし

事務局 街づくり部審議監、交通政策課長 外6名

傍聴者 0名

第1部

報告事項

- (1) 高塚新田地区におけるコミュニティバスの運行計画について
- (2) 道路運送法第9条第5項に基づく意見反映の措置について

議 題

高塚新田地区におけるコミュニティバスの運賃等について

開会

事務局

定刻となりましたので、始めさせていただきます。皆様、本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。本日、司会進行を務めさせていただく、松戸市街づくり部交通政策課の小林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、配布資料の確認をお願いいたします。席次・次第に加え、報告事項資料として A4 縦の「道路運送法第 9 条第 5 項に基づく意見反映の措置について」、議題資料として A4 横の緑色ベースの「コミュニティバス運行計画概要」を配布しています。皆様、お手元に全てございますか。なお、本日の協議会については、議事録作成のために録音させていただくことを予めご報告いたします。それでは、初めに、内山会長から一言ご挨拶を頂戴したいと思います。内山会長よろしくお願いいたします。

会長

座ったままで失礼します。9 月だというのに暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。只今、事務局より説明があったように、運賃協議をするということになったので、関係の方に協議をしていただき決定したいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

それではこれより、松戸市地域公共交通活性化協議会条例第 7 条第 2 項関係運賃協議に移ります。ここからの議事進行は条例に基づき、議長は会長をお願いいたします。

会長

只今より、松戸市地域公共交通活性化協議会条例第 7 条第 2 項関係運賃協議を開会します。条例に基づいて議長を務めさせていただくのでよろしくお願いいたします。初めに、今日の出欠状況を事務局にお尋ねします。

事務局

出席状況をご報告いたします。本日の出席状況について、委員 4 名中 4 名の委員が出席しており、定足数を満たしているので、本日の協議は成立していることをご報告いたします。

会長

ありがとうございました。

本日の協議会の成立が確認できたため、次に、議事録署名人の指名を行いたいと思います。本日、議事録署名人は高橋委員と恩田委員にお願いしたいが、よろしいですか。

高橋委員

承知した。

恩田委員

承知した。

会長

ありがとうございます。

続いて議事に入る前に、会議の公開について確認します。本協議会は原則公開だが、協議会において非公開と決定した場合はその限りでないと規定されているため確認いたします。本日の協議会については公開でよろしいでしょうか。

委員全員

異議なし

会長

ただし、本日は傍聴人が居ないということなので、続けて進行したいと思います。

6月の協議会でお諮りした通り、撮影につきましては、傍聴者からの要請があった場合、審議に入る冒頭部分のみ許可することにいたします。本日の協議会において撮影の要請はございますか。

事務局

要請はございません。

会長

今回の運賃協議については、道路運送法の改正に基づくものであるため、事務局より簡単にその内容の説明をお願いします。

事務局

今回の運賃協議については、昨年10月の道路運送法の改正の施行により、コミュニティバス等の協議運賃制度における運賃の協議をする際、独占禁止法上のカルテルに当たるとの疑義が生じないように、市町村事業を実施する運送事業者、地方運輸局、住民代表の構成員のみで実施することとされたことに伴い開催するものでございます。詳しくはこの後、議題にてご意見を賜りながら協議を整えられればと思っております。なお、本運賃協議に係る諮問書を市長より預かっているので、会長へ交付してよろしいでしょうか。

会長

問題ない。

事務局

それでは諮問書を交付させていただきます。

- 諮問書交付 -

会長

ただいま審議監より諮問をいただいたので、協議に入る報告事項について、事務局より願います。

報告事項

(1) 高塚新田地区におけるコミュニティバスの運行計画について

事務局

それでは、報告事項(1)「高塚新田地区におけるコミュニティバスの運行計画について」ご説明いたします。

高塚新田地区のコミュニティバスの導入検討につきましては、第1回協議会でもお示ししましたが、今年1月に実施した需要調査の結果、収支率の見込みが64.6%と実証運行実施の基準である40%を超えたことから、現在、準備を進めているところでございます。

右上に「資料」と記載されているA4横の「コミュニティバス運行計画概要」をご覧ください。運行計画についての概要をご説明いたします。

運行ルートにつきましては、出発点を東松戸駅近くの「ひがまつテラス」①とし、④・⑭東部スポーツパーク、⑤・⑱秋山駅を経由しながら、市川駅に行くことができる京成バス国分線に繋がるよう⑫国分高校まで行き、折り返して「ひがまつテラス」・⑳へ戻るというルートとなっております。

運行距離としましては、往復で約12.4キロメートル、乗客の乗降を踏まえず試走した際の時間としては約40分のルートとなっております。

次に、サービス水準です。

まず、運賃ですが、議題の協議事項になりますので、記載の通りとし説明を割愛させていただきます。

次に、運行本数、運行時間帯、運行日です。

運行本数は、現時点では、1時間に1本走行、1日約10本の運行としております。

運行時間帯は、8時台から18時台までとし、運行日は、お盆と年末年始を除く平日運

行としております。

最後に運行車両です。

地域組織が決めた最終ルートは狭隘道路が複数あり、バス車両の走行が困難と判断されましたことから、地域組織との間で、希望ルートと車両タイプのどちらを採るか協議した結果、希望ルートを優先したことから、市内では初となるワゴンタイプでの運行を決定いたしました。

これらを踏まえ、市で、運行事業者の選定を実施したところ、「京成タクシー松戸東様」がご協力いただけることになりましたので、本日の運賃協議につきましては、当該一般乗合旅客自動車運送事業者として、京成タクシー松戸東 株式会社 川嶋委員 にご参加いただいております。

また、タクシー事業者による運行のため、使用するワゴンタイプの車両を 10人乗りとし、運転席・助手席を除く8名を乗車定員といたしました。

なお、実証運行は、令和7年9月1日の開始を目途に現在準備を進めております。

また、昨年末に地域組織より提出された運行計画書（案）を基に、地域組織及び事業者様と確認・調整しながら運行計画書を作成いたしましたので、この会議の後に行われる、本会にて諮らせていただく予定であることをこの場を借りて報告させていただきます。

以上、簡単ではございますが、高塚新田地区におけるコミュニティバス運行計画の報告とさせていただきます。

（２） 道路運送法第9条第5項に基づく意見反映の措置について

事務局

続きまして、報告事項（２）「道路運送法第9条第5項に基づく意見反映の措置について」でございます。

先程ご説明のありました、道路運送法の改正において、運賃協議をする際の構成員について規定がされましたが、そのほか、道路運送法第9条第5項により、運賃の協議を行う際は、住民・利用者・その他利害関係者のご意見を反映させるための措置を講じなければならないことについても規定がされました。

右上に「報告事項」と記載のA4縦の資料をご覧ください。

意見反映の措置としては、資料記載のとおり、「住民、利用者」へは東部地区にお住まいの方々を対象に、先月20日に住民説明会を実施し、地域組織の方11名、地域組織の方を除く地域住民約15名に参加いただきました。

一方、「利害関係者」への措置としましては、関係する公共交通事業者等に対し、先月7日から21日までの間、書面によるご意見の募集を行いました。

いずれにつきましても、運賃等についてのご意見は特にございませんでした。

以上、報告といたします。

会長

ありがとうございます。

いろいろ準備も大変だったと思うが、ここまでこぎつけたと思います。

審議

事務局

それでは、本題の運賃についてご審議いただくにあたり、先ほどの運行計画の報告でも少し触れましたが、運賃等の設定の検討経緯についてご説明をさせていただきます。

まず、運賃体系ですが、ワゴンタイプによる運行において、他の自治体の実施例や運賃収受・車内設備など総合的な観点で検討した結果、「均一運賃」を適用することになりました。

また、松戸市のコミュニティバスは、運行経費のうち運賃収入の占める割合によって求められる収支率が40%以上であることが運行の基準として定められております。したがって、運賃の検討につきましては、交通事業者のご協力により提供頂いた運行経費見積額を参考に、その40%の収入が確保できる運賃設定となっているか、10円刻み等の端数の料金設定は、車内設備を含む利用者の支払いの難しさ、両替処理などによる運行の遅れ等が発生する恐れがあるため、100円毎の試算で検討する近隣路線バスとの整合を図った運賃となっているかといったことを踏まえたうえで、100円から400円までのパターンについて検討しました。

まず、一律100円の場合は、近隣路線バスとの整合性により不適格とし、それ以降は、金額において、収支率40%以上となるために必要な1日当たり、1便当たりの利用者数を算出し検討いたしました。

一律200円の場合は、1日当たり利用者数99人（1便あたり約10人）

一律300円の場合は、1日当たり利用者数59.4人（1便あたり約6人）

一律400円の場合は、1日当たり利用者数39.6人（1便あたり約4人）

これらの試算をもとに議論の結果、総合的に判断し、300円といたしました。

また、割引運賃についても併せて協議しましたが、割引制度は導入せず、近隣路線バスを参考に小学生及び障害者は150円、未就学児を無料とする運賃体系を設定しました。

松戸市コミュニティバス中和倉コースにて実施されている、市内在住者のうち70歳以上の方が半額となるシルバー割引については、実証運行における収支状況を踏まえ今後検討することとし、ひとまずは導入を見送ることを決定しました。

このような経緯から、資料に記載の「運賃体系」のとおり、

- ・大人（中学生以上）：300円
- ・障害者、介護者：150円
- ・小学生：150円
- ・未就学児：無料

と設定いたしました。

簡単ではございますが、高塚新田地区におけるコミュニティバスの運賃等についての説明とさせていただきます。

会長

では、早速だが審議に入ります。ただいま事務局より説明のあった運賃について委員の皆様の見解あるいは質問はありますか。なお、発言の際は、氏名の後に質疑内容をご発言いただきたい。

まず、私から質問よろしいでしょうか。

地域組織の方と地域組織の方を除く地域住民と説明にあったが、地域組織の方を除く地域住民とはどのような範囲の方を対象としているのでしょうか。

事務局

東部地区に居住される方を対象としています。地域組織の方とは、自治会長や自治会に所属する構成員を示しております。自治会長や構成員に呼びかけを実施していただき、参加者を募集いたしました。

会長

ありがとうございます。他に質問ございますか。

委員

運賃について、既に中和倉コースではコミュニティバスが運用されており、中和倉コースの料金と若干格差があると認識していますが、問題はないのでしょうか。中和倉コースも走行距離的には同じような距離だと認識しております。また、高塚新田地区での車両はワゴンタイプとご報告いただきましたが、乗車時と降車時にスムーズに乗り入れ可能な車両になっているかお教えいただきたいと思います。運賃面および車両面で中和倉コースと比較して格差があるため、後々問題にならないか心配しています。

事務局

ご質問ありがとうございます。中和倉コースの運賃については、並走する新京成バスと同一運賃の200円としています。以前は180円だったが、新京成バスの運賃値上げと合わせて200円に変更しています。高塚新田地区においても、中和倉コースの運賃体系を参考にして協議を進めており、高塚新田地区では、収支率40%を超えて運行させたい思いがあり、100円～400円の範囲で1日に何人の方が乗車いただくと収支率40%を超えるか提示した中で、300円という運賃を決めさせていただいております。あくまでも、地域主体でのコミュニティバスであり、地域で決めた金額であるため問題無いと考えております。

もう1点の車両の件については、中和倉コースでは、ポンチョタイプのバスにて運行しており当然立ち乗り乗車も可能であるため、ワゴンタイプと比較すると格差は出てくると考えております。またワゴンタイプは、腰を屈めないと最後尾の席まで行けないなど、乗車と降車時にスムーズに移動ができない状況にあります。そのため、ポンチョタイプと比較するとワゴンタイプでは、圧倒的にスムーズさに欠ける部分があるが、そのような点も踏まえた上で、希望のルートを通したい要望があったため、ワゴンタイプの車両を選択することとしました。

会長

他にご意見はございませんか。色々ご苦労様でした。それでは、意見も出尽くしたようなので、質疑は以上とさせていただきます。議題の高塚新田地区におけるコミュニティバスの運賃等については協議が調ったということで問題ないでしょうか。

委員全員

異議なし。

内山会長

ありがとうございます。それでは本議題については、本会でも報告するとともに、この後、証明書を私より市長宛てに提出させていただくこととしてよろしいでしょうか。

委員全員

異議なし。

会長

ありがとうございました。本日の運賃協議会の議題は以上といたします。

最後に事務局から連絡事項はございますか。

事務局

第2回松戸市地域公共交通活性化協議会については、14時より開催する。引き続きよろしく申し上げます。事務局からの連絡事項は以上でございます。

会長

以上を持ちまして、松戸市地域公共交通活性化協議会条例第7条第2項関係 運賃協議を閉会します。

この議事録の記載が真正であることを認め、署名する。

令和 6 年 10 月 7 日

松戸市地域公共交通活性化協議会

委員

高橋直人

委員

恩田忠治